

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称      | 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等  |
| 2 | 対象税目                 | (法人税:義)(国税 14)<br>(法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税 10)  |
|   | 政策評価の対象税目<br>上記以外の税目 | (事業所税:外)   |
| 3 | 要望区分等の別              | [新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> ][単独・ <u>主管</u> ・共管]  |
| 4 | 内容                   | <p>(現行制度の概要)</p> <p>1. 国税<br/>(情報通信産業振興地域)<br/>(1) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの: 8%</li> <li>・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの: 15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)<br/>(2) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)<br/>(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税<br/>(情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区)<br/>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。<br/>(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>1 要望の内容<br/>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>&lt;情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区共通&gt;</p> |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
|   |                | <p>1. 制度の適用期限を2年間延長する。【延長】</p> <p>2. 税制優遇措置を延長する。【延長】</p> <p>・事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を2年間延長する。</p> <p>3.対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】</p> <p>&lt; 情報通信産業特別地区 &gt;</p> <p>1. 対象業種を以下のとおりとする。【拡充】</p> <p>・<u>固定電気通信業</u>( 現行のデータセンターに限る。 )</p> <p>・<u>次の業種で付加価値の高い事業に限る。</u></p> <p>    ・<u>ソフトウェア業</u>( 現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。 )</p> <p>    ・<u>情報処理・提供サービス業</u>( 現行のバックアップセンター、セキュリティデータセンターを含む。 )</p> <p>    ・<u>インターネット付随サービス業</u></p> <p>        下線部分が追加。</p> <p>        インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクステンジは廃止。</p> <p>2 見直し事項</p> <p>(1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画( 仮称 )( 現情報通信産業振興計画 ) について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う( 現行は計画策定後の主務大臣への報告義務 )。</p> <p>(2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する( 現行は認定なし )。</p> <p>(3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする( 情報通信産業振興地域・特別地区共通 )。</p> <p>(4) 本特例措置を受けた事業者( 認定事業者 ) から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける</p> <p>( 関係条項 )</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条</p> <p>租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63</p> <p>租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 90</p> <p>租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 26、第 22 条の 60 の 2</p> <p>地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号、附則第 33 条</p> <p>地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</p> |
| 5 | 担当部局           | 内閣府政策統括官( 沖縄政策担当 ) 付参事官( 産業振興担当 )  |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期: 令和 3 年 8 月<br>分析対象期間: 平成 2 8 年度 ~ 令和 5 年度  |
| 7 | 創設年度及び改正経緯     | 平成 1 0 年度<br>・ 情報通信産業振興地域の創設<br>平成 1 4 年度<br>・ 5 年間延長<br>・ 情報通信産業特別地区の創設<br>平成 1 9 年度<br>・ 5 年間延長<br>・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充( 常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和 )<br>平成 2 4 年度<br>・ 5 年間延長   |

|   |          |   |
|---|----------|---|
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。</li> <li>・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</li> </ul> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲</li> <li>・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人）</li> <li>・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追</li> <li>・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ<br/>（機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超）</li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間延長</li> </ul>   |
| 8 | 適用又は延長期間 | 2年(令和5年度)   |
| 9 | 必要性等     | <p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。</p> <p>本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋)</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋)</p> <p>デジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力で推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。</p> <p>新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月24日内閣府)(税制に係る部分の抜粋)</p> <p>IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度(税制)を見直す(注4)などの措置を講ずる。</p> <p>(注4)対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等</p> <p>参考</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)<br/>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基</p> |

づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

(情報通信産業振興計画の作成等)

第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域

3～8項 (略)

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2～4項 (略)

(課税の特例)

第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属

|      |        |                   | <p>設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日 内閣総理大臣決定)<br/>沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展<br/>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。<br/>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業<br/>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。<br/>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を旨とする。</p> |       |        |        |        |       |       |      |   |   |   |   |   |
|------|--------|-------------------|---|-------|--------|--------|--------|-------|-------|------|---|---|---|---|---|
|      |        | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策】9. 沖縄政策<br/>【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>   |       |        |        |        |       |       |      |   |   |   |   |   |
|      |        | 達成目標及びその実現による寄与   | <p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>1 達成目標<br/>・県内に立地した企業数の増加<br/>・立地企業の労働生産性向上</p> <p>2 測定指標<br/>・税制を活用した立地企業数 7社以上/年<br/>・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)<br/>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。<br/>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>  |       |        |        |        |       |       |      |   |   |   |   |   |
| 10   | 有効性等   | 適用数               | <p>1 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>   |       | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 所得控除 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 |
|      | 平成28年度 | 平成29年度            | 平成30年度  | 令和元年度 | 令和2年度  |        |        |       |       |      |   |   |   |   |   |
| 所得控除 | 0      | 1                 | 1   | 2     | 1      |        |        |       |       |      |   |   |   |   |   |

|        |    |    |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|----|
| 投資税額控除 | 21 | 17 | 16 | 19 | 11 |
| 法人住民税  | 21 | 18 | 17 | 21 | 12 |
| 事業税    | 0  | 1  | 1  | 2  | 1  |

国税について、平成 28 年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。  
 地方税については、沖縄県調べ。  
 令和 2 年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和 2 年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。

## 2 今後の適用件数見込み

令和 3 年度から令和 5 年度までは、平年度で所得控除 3 件、投資税額控除 19 件の適用を見込む。  
 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)

## 適用額

### 1 過去 5 年間の適用額

(単位：百万円)

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 所得控除   | 0        | 1        | 9        | 20    | 2       |
| 投資税額控除 | 709      | 538      | 544      | 542   | 486     |
| 法人住民税  | 91       | 69       | 70       | 71    | 30      |
| 事業税    | 0        | 83       | 81       | 67    | 43      |

国税について、平成 28 年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。  
 地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 28 年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。  
 令和 2 年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和 2 年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。  
 事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

### 2 今後の適用額

令和 3 年度から令和 5 年度までは、平年度で所得控除 22.5 百万円、投資税額控除 689.7 百万円の適用を見込む。  
 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)

## 減収額

### 1 過去 5 年間の減収額

(単位：百万円)

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 所得控除   | 0        | 0        | 2        | 5     | 1       |
| 投資税額控除 | 709      | 538      | 544      | 542   | 486     |
| 法人住民税  | 91       | 69       | 70       | 38    | 34      |
| 事業税    | 0        | 83       | 81       | 67    | 43      |
| 合計     | 800      | 690      | 697      | 652   | 564     |

平成 28 年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和 2 年度については、沖縄県「令和 2 年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。  
 法人住民税について、平成 28 年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。  
 令和元年度・2 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7 % 乗じて算定。  
 事業税は、沖縄県調べ。

### 2 今後の減収見込み

(単位：百万円)

|        | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 所得控除   | 2       | 7       | 7       |
| 投資税額控除 | 617     | 726     | 726     |
| 法人住民税  | 43      | 51      | 51      |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 事業税 | 0   | 2   | 2   |
| 合計  | 662 | 786 | 786 |

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)

法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。

事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。

効果

(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)

1. 達成目標

- ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。
- ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。
- ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。

「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下、の合計。  
本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数  
県外企業の子会社・関連企業の数

| (年度)                      | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 立地企業数(社)                  | 427    | 454    | 470    | 490    | 495    |
| 雇用者数(人)                   | 28,045 | 29,379 | 29,403 | 29,748 | 29,708 |
| ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)    | 1,379  | 1,319  | 1,124  | -      | -      |
| 立地企業の増加率(%)               | 10.3   | 6.3    | 3.5    | 4.3    | 1.0    |
| 雇用者数の増加率(%)               | 5.3    | 4.8    | 0.1    | 1.2    | 0.1    |
| ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%) | 13.7   | 4.3    | 14.7   | -      | -      |

立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。

ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29～30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。なお、特定サービス産業実態調査は令和元年度分調査から廃止。算定できないものについては、「-」を記載。

(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)

【測定指標】

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：

|            | H28   | H29   | H30   | R1     | R2     | R3     |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 活用企業数(指標)  | 16    | 19    | 23    | 27     | 32     | 37     |
| 活用企業数(実績)  | 21    | 18    | 17    | 21     | -      | -      |
| 活用企業数(見込み) | -     | -     | -     | -      | 18     | 18     |
| 雇用者数(指標)   | 6,776 | 8,047 | 9,741 | 11,435 | 13,552 | 15,670 |
| 雇用者数(実績)   | 3,589 | 2,597 | 5,972 | 6,778  | -      | -      |
| 雇用者数(見込み)  | -     | -     | -     | -      | 5,814  | 5,814  |

測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

令和2年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根

拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。  
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。  
推計の計算過程  
（平成 28 年度）  
・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）  
・ 1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）  
・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社  
・ 平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：  
1,879 人 + 10 社 × 171 人 = 3,589 人  
（平成 29 年度）  
・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）  
・ 1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）  
・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社  
1,877 人 + 5 社 × 144 人 = 2,597 人  
（平成 30 年度）  
・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）  
・ 1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）  
・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社  
3,866 人 + 6 社 × 351 人 = 5,972 人  
（令和元年度）  
・ 沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）  
・ 1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人/12 社）  
・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社  
3,871 人 + 9 社 × 323 人 = 6,778 人  
（令和 2、3 年度）  
・ 一社当たりの雇用者数は、令和元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。

なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「(租税特別措置等により達成しようとする目標)」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

【令和 4 年度以降の達成見込み】

|                     | R4     | R5     |
|---------------------|--------|--------|
| 税制を活用した立地企業数        | 7      | 7      |
| 税制を活用した企業の労働生産性 (%) | 0.3 以上 | 0.3 以上 |

3年間で1%以上

2 所得控除の適用実績が僅少な理由

対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件(専ら対象事業を営むこと等の要件)を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。

適用数僅少であるが、立地企業数は増加していることから、全体規模からすれば一定の特例措置の効果はあるものと考えられる。

税収減を  
是認する  
理由等

本制度は、情報通信関連企業の沖縄への集積を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、令和元年度に本制度を活用した 21 企業においては、6,778 人が雇用されている。

沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 532.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 546 百万円(平成 30 年度の減収額)の税収減を是認する効果があったものと考えられる。



|    |                    |                    |  |
|----|--------------------|--------------------|--|
|    |                    |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数:6,778 人</li> <li>・沖縄県情報通信業の労働生産性:10,998,722 円</li> <li>県内総生産の押し上げ効果:532.3 億円</li> </ul> <p>上記における労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「平成 30 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)</p> |
| 11 | 相当性                | 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。</p>           |
|    |                    | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p>  |
|    |                    | 地方公共団体が協力する相当性     | <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>   |
| 12 | 有識者の見解             |                    | -  |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                    | 令和2年8月(R2内閣05-01,02)   |